

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		サン・スポーツランド美唄の使用の承認・不承認
根拠法令(例規)及び条項		サン・スポーツランド美唄条例第 7 条及び第 8 条
法令(例規)番号		昭和 62 年 10 月 1 日条例第 15 号
関 係 条 項		サン・スポーツランド美唄条例施行規則第 2 条
所 管 課 係 名		生涯学習課 生涯学習係
審 査 基 準	基 準	《承認するもの》 (1) スポーツ・運動の目的で使用するもの (2) 各種行事 (3) その他教育委員会（指定管理者）が適当と認めたもの 《不承認とするもの》 (1) 例第 8 条の各号に規定するもの (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員の利益になると認められるもの (3) その他設置目的に照らし適当と認め難いもの ※条例第 17 条に規定する読替規定により、条例第 7 条及び第 8 条中の「使用の承認」は「利用の許可」に、「使用」は「利用」に、「教育委員会」は「指定管理者」に、「承認」は「許可」に、「使用の不承認」は「利用の不許可」にそれぞれ読み替える。 ※規則第 6 条に規定する指定管理者に関する読替規定により、規則第 2 条中の「使用の承認」は「利用の許可」に、「使用」は「利用」に、「教育委員会」は「指定管理者」に、「サン・スポーツランド美唄使用承認申請書(別記様式第 1 号)」は「サン・スポーツランド美唄利用許可申請書(指定管理者が定めるもの)」に、「承認」は「許可」にそれぞれ読み替える。
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和3年4月1日作成)

処 分 名		サン・スポーツランド美唄の使用料の減免
根拠法令(例規)及び条項		サン・スポーツランド美唄条例第11条(第13条第5項)
法令(例規)番号		昭和62年10月1日条例第15号
関 係 条 項		サン・スポーツランド美唄条例施行規則第4条第1項
所 管 課 係 名		生涯学習課 生涯学習係
審 査 基 準	基 準	(減免の基準) 第4条 条例第11条の規定により使用料を減免することができる場合は、次のとおりとする。 (1) 市又は教育委員会が主催する行事に使用するとき。免除 (2) 市立小学校、中学校の教育活動に使用するとき。免除 (3) その他特別の事由があると認めたとき。免除又は減額 ※第3号に規定する「その他特別の事由があると認めたとき」とは、次に掲げるものとする。 (1) 国又は道が主催する行事に使用するとき 免除 (2) 市内の幼稚園の教育活動に使用するとき 免除 (3) 市又は教育委員会が共催する行事に使用するとき 7割減額 (4) 福祉関係団体が行事に使用するとき 5割減額 (5) 小中学生の団体活動に使用するとき 5割減額 ※その他は現時点で想定されるものはないため、審査基準の設定は行わない。 ※規則第6条に規定する指定管理者に関する読替規定により、規則第4条中の「第11条」は「第13条第5項」に、「使用料」は「利用料金」に、「使用」は「利用」に、「サン・スポーツランド美唄使用料減免申請書(別記様式第2号)」は「サン・スポーツランド美唄利用料金減免申請書(指定管理者が定めるもの)」に、「教育委員会」は「指定管理者」に、「サン・スポーツランド美唄使用料減免決定通知書(別記様式第3号)」は「サン・スポーツランド美唄利用料金減免決定通知書(指定管理者が定めるもの)」にそれぞれ読み替える。
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和3年4月1日作成)

処 分 名		サン・スポーツランド美唄の販売行為の承認
根拠法令(例規)及び条項		サン・スポーツランド美唄条例第16条
法令(例規)番号		昭和62年10月1日条例第15号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		生涯学習課 生涯学習係
審 査 基 準	基 準	《承認するもの》 (1) サン・スポーツランドの利用者が行う行事に伴う物品の販売、寄附の要請等であるもの (2) 寄附の要請については、公益性があるもの (3) その他教育委員会（指定管理者）が適当と認めたもの 《不承認とするもの》 (1) 公益を害し、又はサン・スポーツランド美唄の秩序を乱すおそれがあるもの (2) 他の利用者が著しく迷惑を及ぼすことがあきらかなもの (3) その他設置目的に照らし不適当と認められるもの ※条例第17条に規定する読替規定により、条例第15条中の「教育委員会」は「指定管理者」に、「承認」は「許可」と読み替える。
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和3年4月1日作成)

処 分 名		市営温水プールの使用料の減免
根拠法令(例規)及び条項		美唄市営温水プール条例第7条(第8条の2第5項)
法令(例規)番号		昭和46年10月5日条例第22号
関 係 条 項		美唄市営温水プール条例施行規則第4条第1項
所 管 課 係 名		生涯学習課 生涯学習係
審 査 基 準	基 準	(使用料の減免) 第4条 条例第7条の規定により使用料を減免することができる場合は、次の各号のとおりとする。 (1) 市又は教育委員会が主催する行事に使用するとき。免除 (2) 国又は道が主催する行事に使用するとき。免除 (3) 市内の幼稚園、小学校、中学校の教育活動に使用するとき。免除 (4) 就学前の者又は本市に居住する心身障がい(児)者の付添人 免除 (5) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳(1級から4級までの者)の交付を受けている者が使用するとき。 5割減額 (6) 療育手帳制度について(昭和48年9月27日厚生省発児第156号通知)に基づき、療育手帳の交付を受けている者が使用するとき。 5割減額 (7) 精神保健及び精神障害者保健福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が使用するとき。 5割減額 (8) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。 ※第8号に規定する「その他教育委員会が特に必要と認めたとき」とは、次に掲げるものとする。 (1) 市又は教育委員会が共催する行事に使用するとき 7割減額 (2) 福祉関係団体が行事に使用するとき。 5割減額 ※その他は現時点で想定されるものはないため、審査基準の設定は行わない。 ※規則第5条に規定する指定管理者に関する読替規により、規則第4条第1項中の「使用料」は「利用料金」に、「第7条」とあるのは「第8条の2第5項」に、「使用」は「利用」にそれぞれ読み替える。
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		市営温水プールの特別設備等の設置の承認
根拠法令(例規)及び条項		美唄市営温水プール条例第 11 条
法令(例規)番号		昭和 46 年 10 月 5 日条例第 22 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		生涯学習課 生涯学習係
審 査 基 準	基 準	他の利用者の利用に支障がないもので、かつ、原状回復が可能なものについて承認する。 ※条例第 15 条の 2 の読替規定により、条例 11 条中の「使用者」は「利用者」に、「使用」は「許可」に、「教育委員会」は「指定管理者」に、「承認」は「許可」にそれぞれ読み替える。
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		市営温水プールの販売行為の承認
根拠法令(例規)及び条項		美唄市営温水プール条例第 15 条
法令(例規)番号		昭和 46 年 10 月 5 日条例第 22 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		生涯学習課 生涯学習係
審 査 基 準	基 準	《承認するもの》 (1) 市営温水プールの利用者が行う行事に伴う物品の販売、寄附の要請等であるもの (2) 寄附の要請については、公益性があるもの (3) その他教育委員会（指定管理者）が適当と認めたもの 《不承認とするもの》 (1) 公益を害し、または市営温水プールの秩序を乱すおそれがあるもの (2) 他の利用者が著しく迷惑を及ぼすことがあきらかなもの (3) その他設置目的に照らし不適当と認められるもの ※条例第 15 条の 2 の読替規定により、条例第 15 条中の「教育委員会」は「指定管理者」に、「承認」は「許可」にそれぞれ読み替える。
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		学校施設の特別施設等の設置許可
根拠法令(例規)及び条項		学校施設開放事業に関する規則第 9 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 49 年 5 月 1 日教育委員会規則第 5 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		生涯学習課 生涯学習係
審 査 基 準	基 準	学校施設に特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとする場合には、学校教育及び他の利用者の使用に支障がなく、かつ、現状回復が可能なものについて許可する。
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		学校施設の販売行為等の許可
根拠法令(例規)及び条項		学校施設開放事業に関する規則第 12 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 49 年 5 月 1 日教育委員会規則第 5 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		生涯学習課 生涯学習係
審 査 基 準	基 準	現時点で、学校施設開放事業において、物品の販売、寄付の要請等の許可をすることは予定していないため、審査基準及び標準処理期間は設定しない。
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		市営弓道場の使用の承認・不承認
根拠法令(例規)及び条項		美唄市営弓道場条例施行規則第 3 条第 1 項
法令(例規)番号		平成 18 年 10 月 10 日教育委員会規則第 12 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		生涯学習課 生涯学習係
審 査 基 準	基 準	《承認するもの》 (1) スポーツ・運動の目的で使用するもの (2) その他教育委員会が適当と認めたもの 《不承認とするもの》 (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員の利益になると認められるもの (2) その他設置目的に照らし適当と認め難いもの
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和3年4月1日作成)

処 分 名		市営弓道場の使用料の減免
根拠法令(例規)及び条項		美唄市営弓道場条例第4条
法令(例規)番号		平成18年10月10日条例第40号
関 係 条 項		美唄市営弓道場条例施行規則第5条第1項
所 管 課 係 名		生涯学習課 生涯学習係
審 査 基 準	基 準	(減免の基準) 第5条 条例第4条の規定により使用料を減免することができる場合は、次のとおりとする。 (1) 市又は教育委員会が主催する行事に使用するとき。 免除 (2) 市内の小学校、中学校の教育活動に使用するとき。 免除 (3) その他特別の事由があると認めたとき。 免除又は減額 ※第3号に規定する「その他特別の事由があると認めたとき」とは、次に掲げるものとする。 (1) 国又は道が主催する行事に使用するとき 免除 (2) 市立幼稚園の教育活動に使用するとき 免除 (3) 市又は教育委員会が共催する行事に使用するとき 7割減額 (4) 福祉関係団体が行事に使用するとき 5割減額 ※その他は現時点で想定されるものはないため、審査基準の設定は行わない。
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		総合体育館の使用の承認・不承認
根拠法令(例規)及び条項		美唄市総合体育館条例第 7 条及び第 8 条
法令(例規)番号		平成 19 年 10 月 1 日条例第 33 号
関 係 条 項		美唄市総合体育館条例施行規則第 2 条
所 管 課 係 名		生涯学習課 生涯学習係
審 査 基 準	基 準	《承認するもの》 (1) スポーツ・運動の目的で使用するもの (2) 各種行事 (3) その他教育委員会（指定管理者）が適当と認めたもの 《不承認とするもの》 (1) 同条例第 8 条に規定するもの (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員の利益になると認められるもの (3) その他設置目的に照らし適当と認め難いもの ※条例第 19 条に規定する指定管理者に関する読替規定により、条例第 7 条及び第 8 条中の「教育委員会」は「指定管理者」に読み替える。 ※規則第 11 条に規定する指定管理者に関する読替規定により、規則第 2 条第 1 項中の「教育委員会」は「指定管理者」に、「美唄市総合体育館使用承認申請書(別記様式第 1 号)」は「美唄市総合体育館利用許可申請書(指定管理者が定めもの)」にそれぞれ読み替える。
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		総合体育館の使用料の減免
根拠法令(例規)及び条項		美唄市総合体育館条例第 11 条 (第 13 条第 5 項)
法令(例規)番号		平成 19 年 10 月 1 日条例第 33 号
関 係 条 項		美唄市総合体育館条例施行規則第 6 条第 1 項
所 管 課 係 名		生涯学習課 生涯学習係
審 査 基 準	基 準	(減免の基準) 第 6 条 条例第 11 条の規定により使用料を減免することができる場合は、次 のとおりとする。 (1) 市又は教育委員会が主催する行事に使用するとき。 免除 (2) 国又は道が主催する行事に使用するとき。 免除 (3) 市内の幼稚園及び小中学校の教育活動に使用するとき。 免除 (4) 市又は教育委員会が共催する行事に使用するとき。 7 割減額 (5) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)に規定する身体障害者手帳(1 級から 4 級までの者)の交付を受けている者が使用するとき。 5 割減額 (6) 療育手帳制度について(昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号通知)に基づき、療育手帳の交付を受けている児童及び引率者が使用するとき。 5 割減額 (7) 精神保健及び精神障害者保健福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が使用するとき。 5 割減額 (8) 福祉関係団体が行事に使用するとき。 5 割減額 (9) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。 ※上記第 9 号に規定する「その他教育委員会が特に必要と認めたとき」は、現時点で想定されるものはないため、審査基準の設定は行わない。 ※規則第 11 条に規定する指定管理者に関する読替規定により、条例第 6 条第 1 項中の「使用料」は「利用料金」に読み替える。
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		総合体育館の特別設備等の設置の承認
根拠法令(例規)及び条項		美唄市総合体育館条例第 15 条
法令(例規)番号		平成 19 年 10 月 1 日条例第 33 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		生涯学習課 生涯学習係
審 査 基 準	基 準	他の利用者の利用に支障がないもので、かつ、原状回復が可能なものについて承認する。 ※条例第 19 条に規定する指定管理者に関する読替規定により、条例第 15 条中の「教育委員会」は「指定管理者」に読み替える。
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		総合体育館の販売行為の承認
根拠法令(例規)及び条項		美唄市総合体育館条例第 18 条
法令(例規)番号		平成 19 年 10 月 1 日条例第 33 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		生涯学習課 生涯学習係
審 査 基 準	基 準	《承認するもの》 (1) 総合体育館の利用者が行う行事に伴う物品の販売、寄附の要請等であるもの (2) 寄附の要請については、公益性があるもの (3) その他教育委員会（指定管理者）が適当と認めたもの 《不承認とするもの》 (1) 公益を害し、または総合体育館の秩序を乱すおそれがあるもの (2) 他の利用者が著しく迷惑を及ぼすことがあきらかなもの (3) その他設置目的に照らし不適当と認められるもの ※条例第 19 条に規定する指定管理者に関する読替規定により、条例第 18 条中の「教育委員会」は「指定管理者」に読み替える。
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		体育センターの使用の承認・不承認
根拠法令(例規)及び条項		美唄市体育センター条例第 7 条及び第 8 条
法令(例規)番号		平成 19 年 10 月 1 日条例第 32 号
関 係 条 項		美唄市体育センター条例施行規則第 2 条
所 管 課 係 名		生涯学習課 生涯学習係
審 査 基 準	基 準	《承認するもの》 (1) スポーツ・運動の目的で使用するもの (2) その他教育委員会が適当と認めたもの 《不承認とするもの》 (1) 同条例第 8 条に規定するもの (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員の利益になると認められるもの (3) その他設置目的に照らし適当と認め難いもの
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和3年4月1日作成)

処 分 名		体育センターの使用料の減免
根拠法令(例規)及び条項		美唄市体育センター条例第11条
法令(例規)番号		平成19年10月1日条例32号
関 係 条 項		美唄市体育センター条例施行規則第4条第1項
所 管 課 係 名		生涯学習課 生涯学習係
審 査 基 準	基 準	(減免の基準) 第4条 条例第11条の規定により使用料を減免することができる場合は、次のとおりとする。 (1) 市又は教育委員会が主催する行事に使用するとき。 免除 (2) 国又は道が主催する行事に使用するとき。 免除 [国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条] (3) 市内の幼稚園及び小中学校の教育活動に使用するとき。 免除 (4) 市又は教育委員会が共催する行事に使用するとき。 7割減額 (5) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳(1級から4級までの者)の交付を受けている者が使用するとき。 5割減額 (6) 療育手帳制度について(昭和48年9月27日厚生省発児第156号通知)に基づき、療育手帳の交付を受けている児童及び引率者が使用するとき。 5割減額 (7) 精神保健及び精神障害者保健福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が使用するとき。 5割減額 (8) 福祉関係団体が行事に使用するとき。 5割減額 (9) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。 ※上記第9号に規定する「その他教育委員会が特に必要と認めたとき」は、現時点で想定されるものはないため、審査基準の設定は行わない。
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		体育センターの特別設備等の設置の承認
根拠法令(例規)及び条項		美唄市体育センター条例第 15 条
法令(例規)番号		平成 19 年 10 月 1 日条例第 32 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		生涯学習課 生涯学習係
審 査 基 準	基 準	他の利用者の利用に支障がないもので、かつ、原状回復が可能なものについて承認する。
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和3年4月1日作成)

処 分 名		体育センターの販売行為の承認
根拠法令(例規)及び条項		美唄市体育センター条例第18条
法令(例規)番号		平成19年10月1日条例第32号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		生涯学習課 生涯学習係
審 査 基 準	基 準	《承認するもの》 (1) 体育センターの利用者が行う行事に伴う物品の販売、寄附の要請等であるもの (2) 寄附の要請については、公益性があるもの (3) その他教育委員会が適当と認めたもの 《不承認とするもの》 (1) 公益を害し、または体育センターの秩序を乱すおそれがあるもの (2) 他の利用者が著しく迷惑を及ぼすことがあきらかなもの (3) その他設置目的に照らし不適当と認められるもの
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		市営野球場の使用の承認・不承認
根拠法令(例規)及び条項		美唄市営野球場条例第 6 条及び第 7 条
法令(例規)番号		平成 18 年 10 月 10 日条例第 38 号
関 係 条 項		美唄市営野球場条例施行規則第 2 条
所 管 課 係 名		生涯学習課 生涯学習係
審 査 基 準	基 準	《承認するもの》 (1) スポーツ・運動の目的で使用するもの (2) その他教育委員会(指定管理者)が適当と認めたもの 《不承認とするもの》 (1) 条例第 7 条に規定するもの (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員の利益になると認められるもの (3) その他設置目的に照らし適当と認め難いもの ※条例第 16 条に規定する読替規定により、条例第 6 条及び第 7 条中の「使用の承認」は「利用の許可」に、「使用」は「利用」に、「教育委員会」は「指定管理者」に、「承認」は「許可」にそれぞれ読み替える。 ※規則第 5 条に規定する指定管理者に関する読替規定により、規則第 2 条中の「使用の承認」は「利用の許可」に、「使用」は「利用」に、「教育委員会」は「指定管理者」に、「美唄市営野球場使用承認申請書(別記様式第 1 号)」は「美唄市営野球場利用許可申請書(指定管理者が定めるもの)」に、「承認」は「許可」に、「美唄市営野球場使用承認書(別記様式第 2 号)」は「美唄市営野球場利用許可書(指定管理者が定めるもの)」にそれぞれ読み替える。
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		市営野球場の使用料の減免
根拠法令(例規)及び条項		美唄市営野球場条例第 10 条 (第 12 条第 5 項)
法令(例規)番号		平成 18 年 10 月 10 日条例第 38 号
関 係 条 項		美唄市営野球場条例施行規則第 3 条第 1 項
所 管 課 係 名		生涯学習課 生涯学習係
審 査 基 準	基 準	(減免の基準) 第 3 条 条例第 10 条の規定により使用料を減免することができる場合は、次のとおりとする。 (1) 市又は教育委員会が主催する行事に使用するとき。 免除 (2) 市立小学校、中学校の教育活動に使用するとき。 免除 (3) その他特別の事由があると認めたとき。 免除又は減額 ※第 3 号に規定する「その他特別の事由があると認めたとき」とは、次に掲げるものとする。 (1) 国又は道が主催する行事に使用するとき 免除 (2) 市内の幼稚園の教育活動に使用するとき 免除 (3) 市又は教育委員会が共催する行事に使用するとき 7 割減額 (4) 福祉関係団体が行事に使用するとき 5 割減額 ※その他は現時点で想定されるものはないため、審査基準の設定は行わない。 ※規則第 5 条に規定する指定管理者に関する読替規定により、規則第 3 条中「第 10 条」は「第 12 条第 5 項」に、「使用料」は「利用料金」に、「使用」は「利用」に、「美唄市営野球場使用料減免申請書(別記様式第 3 号)」は「美唄市営野球場利用料金減免申請書(指定管理者が定めるもの)」に、「教育委員会」は「指定管理者」に、「美唄市営野球場使用料減免決定通知書(別記様式第 4 号)」は「美唄市営野球場利用料金減免決定通知書(指定管理者が定めるもの)」にそれぞれ読み替える。
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		市営野球場の販売行為の承認
根拠法令(例規)及び条項		美唄市営野球場条例第 15 条
法令(例規)番号		平成 18 年 10 月 10 日条例第 38 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		生涯学習課 生涯学習係
審 査 基 準	基 準	《承認するもの》 (1) 野球場の利用者が行う行事に伴う物品の販売、寄附の要請等であるもの (2) 寄附の要請については、公益性があるもの (3) その他教育委員会（指定管理者）が適当と認めたもの 《不承認とするもの》 (1) 公益を害し、又は野球場の秩序を乱すおそれがあるもの (2) 他の利用者が著しく迷惑を及ぼすことがあきらかなもの (3) その他設置目的に照らし不適当と認められるもの ※条例第 16 条に規定する読替規定により、条例第 15 前条中の「教育委員会」は 0「指定管理者」に、「承認」は「許可」にそれぞれ読み替える。
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和3年4月1日作成)

処 分 名		市営陸上競技場の使用の承認・不承認
根拠法令(例規)及び条項		美唄市営陸上競技場条例第6条及び第7条
法令(例規)番号		平成18年10月10日条例第39号
関 係 条 項		美唄市営陸上競技場条例施行規則第2条
所 管 課 係 名		生涯学習課 生涯学習係
審 査 基 準	基 準	《承認するもの》 (1) スポーツ・運動の目的で使用するもの (2) その他教育委員会(指定管理者)が適当と認めたもの 《不承認とするもの》 (1) 条例第7条に規定するもの (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員の利益になると認められるもの (3) その他設置目的に照らし適当と認め難いもの ※条例第16条に規定する読替規定により、条例第6条及び第7条中の「使用の承認」は「利用の許可」に、「使用」は「利用」に、「教育委員会」は「指定管理者」に、「承認」は「許可」に、「使用の不承認」は「利用の不許可」に、「使用」は「利用」にそれぞれ読み替える。 ※規則第5条に規定する指定管理者に関する読替規定により、規則第2条中の「使用の承認」は「利用の許可」に、「使用」は「利用」に、「教育委員会」は「指定管理者」に、「美唄市営陸上競技場使用承認申請書(別記様式第1号)」は「美唄市営陸上競技場利用許可申請書(指定管理者が定めるもの)」に、「承認」は「許可」に、「美唄市営陸上競技場使用承認書(別記様式第2号)」は「美唄市営陸上競技場利用許可書(指定管理者が定めるもの)」にそれぞれ読み替える。
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		市営陸上競技場の使用料の減免
根拠法令(例規)及び条項		美唄市営陸上競技場条例第 10 条 (第 12 条第 5 項)
法令(例規)番号		平成 18 年 10 月 10 日条例第 39 号
関 係 条 項		美唄市営陸上競技場条例施行規則第 3 条第 1 項
所 管 課 係 名		生涯学習課 生涯学習係
審 査 基 準	基 準	(減免の基準) 第 3 条 条例第 10 条の規定により使用料を減免することができる場合は、次のとおりとする。 (1) 市又は教育委員会が主催する行事に使用するとき。 免除 (2) 市立小学校、中学校の教育活動に使用するとき。 免除 (3) その他特別の事由があると認めたとき。 免除又は減額 ※規則第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定するもののほか、第 3 号に規定する「その他特別の事由があると認めたとき」とは、次に掲げるものとする。 (1) 国又は道が主催する行事に使用するとき 免除 (2) 市内の幼稚園の教育活動に使用するとき 免除 (3) 市又は教育委員会が共催する行事に使用するとき 7 割減額 (4) 福祉関係団体が行事に使用するとき 5 割減額 ※その他は現時点で想定されるものはないため、審査基準の設定は行わない。 ※規則第 5 条に規定する指定管理者に関する読替規定により、第 3 条中の「第 10 条」は「第 12 条第 5 項」に、「使用料」は「利用料金」に、「使用」は「利用」に、「美唄市営陸上競技場使用料減免申請書(別記様式第 3 号)」は「美唄市営陸上競技場利用料金減免申請書(指定管理者が定めるもの)」に、「教育委員会」は「指定管理者」に、「美唄市営陸上競技場使用料減免決定通知書(別記様式第 4 号)」は「美唄市営陸上競技場利用料金減免決定通知書(指定管理者が定めるもの)」にそれぞれ読み替える。
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		市営陸上競技場の販売行為の承認
根拠法令(例規)及び条項		美唄市営陸上競技場条例第 15 条
法令(例規)番号		平成 18 年 10 月 10 日条例第 39 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		生涯学習課 生涯学習係
審 査 基 準	基 準	《承認するもの》 (1) 陸上競技場の利用者が行う行事に伴う物品の販売、寄附の要請等であるもの (2) 寄附の要請については、公益性があるもの (3) その他教育委員会（指定管理者）が適当と認めたもの 《不承認とするもの》 (1) 公益を害し、又は陸上競技場の秩序を乱すおそれがあるもの (2) 他の利用者が著しく迷惑を及ぼすことがあきらかなもの (3) その他設置目的に照らし不適当と認められるもの ※条例第 16 条に規定する読替規定により、条例第 15 条中の「教育委員会」は「指定管理者」に、「承認」は「許可」にそれぞれ読み替える。
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和3年4月1日作成)

処 分 名		使用の承認
根拠法令(例規)及び条項		美唄市立公民館条例第7条第1項
法令(例規)番号		昭和44年9月30日条例第32号
関 係 条 項		美唄市公民館条例施行規則第3条第1項・第4条
所 管 課 係 名		教育委員会 生涯学習課 生涯学習係
審 査 基 準	基 準	1 講演会、研究会、発表会、コンサート等に使用するもの 2 芸術、文化の向上、健康の増進及び体育、レクリエーション等に使用するもの 3 その他施設管理者が適当と認めるもの (使用を許可しないもの) 1 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。 2 建物及びその備付け物件をき損又は滅失するおそれのあるとき。 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年 法律第77号)第2条第2号に規定する 暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員の利益になると認めるとき。 4 政治(選挙管理委員会所管のものは除く)、宗教活動等を主とするもの 5 営利を目的とした事業を主とするもの 6 その他、館の運営上適当と認め難いとき。
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		特別施設の設置
根拠法令(例規)及び条項		美唄市立公民館条例第 10 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 44 年 9 月 30 日条例第 32 号
関 係 条 項		美唄市立公民館条例施行規則第 4 条
所 管 課 係 名		教育委員会 生涯学習課 生涯学習係
審 査 基 準	基 準	1 他の利用者の使用に支障がないもの 2 原状回復が可能なもの 3 その他、施設管理者が適当と認めるもの
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		団体使用の承認
根拠法令(例規)及び条項		美唄市コミュニティセンター設置条例施行規則第 5 条第 1 項
法令(例規)番号		昭和 58 年 3 月 22 日規則第 3 号
関 係 条 項		美唄市コミュニティセンター設置条例施行規則第 2 条
所 管 課 係 名		教育委員会 生涯学習課 生涯学習係
審 査 基 準	基 準	同条例第 2 条を審査基準とする。 (使用を承認できない行事) ・ 公益を害し、又はコミュニティセンターの秩序を乱すおそれがある行事 ・ コミュニティセンターの利用者又は地域住民に著しく迷惑を及ぼすことが明らかな行事 ・ 酒宴を伴う行事 ・ 営利を目的とした物品の販売を主たる目的とする行事 ・ 重量物の搬入が必要で、施設設備を損傷するおそれがある行事 ・ 政治(選挙管理委員会所管のものは除く)、宗教活動、告別式等を主とする行事 ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員の利益になると認められる行事 ・ その他コミュニティセンターの設置目的に照らし不相当と認められる行事
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		3 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和3年4月1日作成)

処 分 名		指定文化財の現状変更の許可
根拠法令(例規)及び条項		美唄市文化財保護条例第12条第1項
法令(例規)番号		昭和44年3月31日条例第8号
関 係 条 項		美唄市文化財保護条例施行規則第12条第1項
所 管 課 係 名		教育委員会 生涯学習課 生涯学習係
審 査 基 準	基 準	1 現状の変更については、次の場合に許可する。 (1) 文化財指定の趣旨を損ねない程度の変更と認められるとき。 [例]ア 有形文化財の一部が腐食等による破損が激しく、その部分を除去しなければ、その文化財そのものの保全が困難であると認められる場合に、その一部を除去しようとするとき。 イ 無形文化財の保持団体の後継者が少数となり、指定された当時の形態に一部変更を加えなければ、その無形文化財の承継が困難であると認められるとき。 (2) 前号のほか教育委員会が適当と認めるとき。 2 保全に影響を及ぼす行為については、原則として文化財を滅失するおそれがあるものについては、許可しない。 許可するものについては、個別具体的に判断しなければならないので一律の当てはめ基準は設定できない。
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		7 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		入館料等の減免
根拠法令(例規)及び条項		美唄市郷土史料館設置条例第 5 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 56 年 3 月 25 日条例第 3 号
関 係 条 項		美唄市郷土史料館管理規則第 6 条第 1 項
所 管 課 係 名		教育委員会 生涯学習課 郷土史料館
審 査 基 準	基 準	美唄市郷土史料館管理規則第 6 条第 1 項に規定するものについて、入館料を免除する。 同項第 3 号の「その他委員会が特に必要と認めたとき」とは、次のものをいう。 1 市内の高校に在学している生徒が、教育活動に使用するとき。 2 市内の各種サークル、同好会等が行う、講演会、研究会等で使用するとき。 3 市内に在学する小中学生及び、高校生が、学校週 5 日制による開放日の午前中に使用するとき。 4 市内の各公共機関が、職務上または学習のため使用するとき。
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和3年4月1日作成)

処 分 名		史料館内の施設の専用使用の承認
根拠法令(例規)及び条項		美唄市郷土史料館管理規則第4条第2項
法令(例規)番号		昭和56年3月25日教育委員会規則第5号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		教育委員会 生涯学習課 郷土史料館
審 査 基 準	基 準	1 展覧会、発表会等に使用するもの 2 教育、学術及び文化の振興を目的に実施する催事等に使用するもの 3 その他施設管理者が適当と認めるもの (使用を許可しないもの) 1 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。 2 建物及びその備付け物件をき損又は滅失するおそれのあるとき。 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年 法律第77号)第2条第2号に規定する 暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員の利益になると認めるとき。 4 政治(選挙管理委員会所管のものは除く)、宗教活動等を主とするもの 5 営利を目的とした事業を主とするもの 6 その他、館の運営上適当と認め難いとき。
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和3年4月1日作成)

処 分 名		入所の承認
根拠法令(例規)及び条項		美唄市放課後児童施設条例第3条
法令(例規)番号		平成3年3月26日条例第4号
関 係 条 項		美唄市放課後児童施設条例施行規則第5条、第6条
所 管 課 係 名		教育委員会 生涯学習課 生涯学習係
審 査 基 準	基 準	美唄市放課後児童施設条例施行規則第6条第1項で判断基準が規定されているため、設定しない。） 小学校1年生から6年生までの者で、次のいずれかに該当するものとする。 (1)両親が共稼ぎ家庭の児童 (2)両親はいるが、監督保護に欠ける家庭の児童 (3)父子又は母子で、その親が働いている家庭の児童 (4)その他、教育委員会が入所することを適当と認めた家庭の児童 (入所を認めることができない児童) ・法で定める伝染病にかかっている児童 ・心身の異状、その他により保育施設において育成することが不適当または困難と認められた児童
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		3 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和3年4月1日作成)

処 分 名		負担金の減免等
根拠法令(例規)及び条項		美唄市放課後児童施設条例第5条
法令(例規)番号		平成3年3月26日条例第4号
関 係 条 項		美唄市放課後児童施設条例施行規則第9条、別表 美唄市放課後児童施設条例別表
所 管 課 係 名		教育委員会 生涯学習課 生涯学習係
審 査 基 準	基 準	(美唄市放課後児童施設条例施行規則第9条及び別表により判断基準が規定されているため、設定しない。) 1 負担金の減免の範囲は、次のとおりとする。 全額免除－生活保護法による被保護世帯 1/2 減額－就学援助認定世帯(準要保護者と認定した世帯) (入所及び退所または傷病等により欠席した場合の負担金算定) 1 入所及び退所の場合は、次のとおりとする。 1/3 負担－入退所した月の在籍日数が10日未満の場合 1/2 負担－入退所した月の在籍日数が10日から20日未満の場合 全額負担－入退所した月の在籍日数が20日以上の場合 2 病気等により欠席した場合は、次のとおりとする。 1/2 負担－継続して20日以上欠席した場合 (ただし、2か月にまたがる場合は、欠席日数の多い月を減額対象とする)
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		3日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和3年4月1日作成)

処 分 名		使用の承認
根拠法令(例規)及び条項		安田侃彫刻美術館 アルテピアッツァ美唄条例第9条第1項
法令(例規)番号		平成4年6月30日条例第21号
関 係 条 項		安田侃彫刻美術館 アルテピアッツァ美唄条例第10条
所 管 課 係 名		教育委員会 生涯学習課 生涯学習係
審 査 基 準	基 準	1 普及宣伝その他公共目的のために行われる講演会、研究会、発表会、コンサート等に使用するもの 2 国、他の地方公共団体その他公共団体で公用又は公共用に使用するもの 3 その他施設管理者が特に認めたもの (使用を許可しないもの) ・公の秩序または善良な風俗を乱すおそれのあるとき。 ・建物、設備及び備付け物品を損傷または滅失するおそれのあるとき。 ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員の利益になると認められる行事 ・その他管理運営上適当と認め難いとき。
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		7日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和3年4月1日作成)

処 分 名		立札・物品販売等の承認
根拠法令(例規)及び条項		安田侃彫刻美術館 アルテピアッツァ美唄条例施行規則第3条
法令(例規)番号		平成18年3月28日教育委員会規則第6号
関 係 条 項		安田侃彫刻美術館 アルテピアッツァ美唄条例施行規則第2条第1項
所 管 課 係 名		教育委員会 生涯学習課 生涯学習係
審 査 基 準	基 準	1 普及宣伝その他公共目的のために行われる講演会、研究会、発表会、コンサート等の使用の際に行われるもの 2 国、他の地方公共団体その他公共団体で公用又は公共用に使用の際に行われるもの 3 その他施設管理者が特に認めたもの (立札・物品等を承認しないもの) ・公の秩序または善良な風俗を乱すおそれのあるとき。 ・建物、設備及び備付け物品を損傷または滅失するおそれのあるとき。 ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員の利益になると認められる行事 ・その他管理運営上適当と認め難いとき。
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		7日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和3年4月1日作成)

処 分 名		使用の承認
根拠法令(例規)及び条項		美唄市民会館管理条例第5条第1項
法令(例規)番号		昭和44年8月1日条例第30号
関 係 条 項		美唄市民会館管理条例施行規則第2条 美唄市民会館管理条例第6条
所 管 課 係 名		教育委員会 生涯学習課 生涯学習係
審 査 基 準	基 準	1 本市住民の社会福祉の増進、生活文化の向上を目的として行われる集会等に使用するもの 2 直接又は間接に市の事務、事業の便宜となるもの 3 普及、宣伝その他公共目的のために行われる、講演会、研究会、発表会、コンサート等に使用するもの 4 国、他の地方公共団体その他の公共団体で、公用又は公共用に使用するもの 5 その他の施設管理者が適当と認めるもの (使用を許可しないもの) 1 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。 2 建物及びその備付物件をき損又は滅失するおそれのあるとき。 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年 法律第77号)第2条第2号に規定する、暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員の利益になると認めるとき。 4 その他、会館の運営上適当と認め難いとき。
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
	標準処理期間	1日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和3年4月1日作成)

処 分 名		使用料の減免
根拠法令(例規)及び条項		美唄市民会館管理条例第10条
法令(例規)番号		昭和44年8月1日条例第30号
関 係 条 項		美唄市民会館管理条例施行規則第5条、別表第2
所 管 課 係 名		教育委員会 生涯学習課 生涯学習係
審 査 基 準	基 準	別表第2の例は次のとおり。 次の1・2の者が行う行事(会議、研修会、展示会、発表会等)及び3・4・5の者が使用するときで、営利を目的としないものとする。 1 国、道、市又は教育委員会が行事に使用するとき。 免除 2 市又は教育委員会が共催する行事に使用するとき。 7割減額 3 学校教育、社会教育団体が使用するとき。 5割減額 ・学校教育・社会教育・文化・スポーツ振興及び青少年健全育成・子育て支援を目的とする学校法人、NPO法人、社団法人、財団法人又は5人以上で構成する任意団体 (例) 小中学校、高校、大学、教育研究協議会、PTA、公民館サークル、女性団体、母親クラブ、青年会議所、スポーツ少年団、文化団体、スポーツ協会、ボーイスカウト・ガールスカウト、地域子ども会等 4 社会福祉団体が使用するとき。 5割減額 ・社会福祉法人 ・社会福祉を目的とするNPO法人、社団法人、財団法人又は5人以上で構成する任意団体 (例) 社会福祉協議会、ボランティア連絡協議会、赤十字奉仕団、美唄地区保護司会、老人クラブ、民生児童委員協議会連合会、身体障害者福祉協会等 5 その他前3号又は4号に準ずる団体が使用するとき。 5割減額 ・上記3・4の関連団体及び連合組織 (例) 市PTA連合会、子ども会育成連絡協議会、地区青少年育成協議会、老人クラブ連合会、美唄消費者協会等
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		特別設備等の承認
根拠法令(例規)及び条項		美唄市民会館管理条例第 8 条
法令(例規)番号		昭和 44 年 8 月 1 日条例第 30 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		教育委員会 生涯学習課 生涯学習係
審 査 基 準	基 準	1 他の利用者の使用に支障がないもの 2 原状回復が可能なもの 3 その他、施設管理者が適当と認めるもの
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和3年4月1日作成)

処 分 名		プログラム以外のものの販売等の承認
根拠法令(例規)及び条項		美唄市民会館管理条例施行規則第10条
法令(例規)番号		平成18年10月10日教育委員会規則第16号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		教育委員会 生涯学習課 生涯学習係
審 査 基 準	基 準	(許可するもの) 1 開催する行事に伴う物品の販売であるもの 2 寄付の募集については、公益性があるもの 3 その他市長が適当と認めるもの (許可しないもの) 1 公益を害し、または市民会館の秩序を乱すおそれがあるもの 2 市民会館の利用者に著しく迷惑を及ぼすことが明らかなもの 3 その他市民会館の設置目的に照らし不相当と認められるもの
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和3年4月1日作成)

処 分 名		使用の承認
根拠法令(例規)及び条項		美唄市児童館条例第5条第1項
法令(例規)番号		昭和40年6月10日条例第16号
関 係 条 項		美唄市児童館条例施行規則第2条、第4条 美唄市立児童館条例第4条
所 管 課 係 名		教育委員会 生涯学習課 生涯学習係
審 査 基 準	基 準	1 児童及び児童の団体 2 児童の健全育成を目的とした団体 3 その他市長が必要と認めたもの (使用を許可しないもの) 1 秩序をみだすおそれのあるとき 2 建物または、備付物件をき損するおそれのあるとき 3 その権利を譲渡し、または転貸したとき
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1日～2日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和3年4月1日作成)

処 分 名		特別施設の承認
根拠法令(例規)及び条項		美唄市立児童館条例第9条
法令(例規)番号		昭和40年6月10日条例第16号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		教育委員会 生涯学習課 生涯学習係
審 査 基 準	基 準	1 他団体の使用に支障がないもの 2 原状回復が可能なもの 3 その他施設管理者が適当と認められるもの
	審査基準未設定理由	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		1日～2日
備 考		